

大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第23号

### 大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例

大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行為」の次に「であって規則で定めるもの」を加える。

第9条第1項中「人事主管課」を「ハラスメント主管課」に改める。

第10条第3項第3号中「人事主管課長」を「ハラスメント主管課長」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（他の公共団体等との連携）

第16条 市長は、職員が他の公共団体等に属するものからハラスメントを受けたとされる場合は、当該他の公共団体等に属するものに係る任命権者等に対し、調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他の公共団体等に属するものに対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。

2 市長は、職員に関し、他の公共団体等に属するものに係る任命権者等から調査又は対応を行うよう求めがあった場合は、必要な協力を行わなければならない。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第10条第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。